

ポイント整理工業所有権法（特許法・実用新案法編） 補 遺

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律 30 号）により、特許法第 19 条が以下のとおり改正されました（平成 24 年 10 月 1 日施行）ので、ご案内申し上げます。

（願書等の提出の効力発生時期）

第 19 条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下この条において「信書便法」という。）第 2 条第 6 項 に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項 に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項 に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第 2 条第 3 項 に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後 12 時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。